

公益社団法人茨城県理学療法士会代議員選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下、「この法人」という。）の定款第5条第3項の規定に基づき、代議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 代議員とは、この法人の正会員でこの規程に基づき選出された者で、正会員を代表してこの法人の社員として社員総会で議決を行う者をいう。

(選出方法)

第3条 代議員は、地域ブロックごとに、正会員の中から選挙により選出する。

(代議員の定数)

第4条 この法人の代議員の総定数は、定款第5条第2項に規定する基準に基づき、理事会で決定し告示する。

- 2 総定数は正会員数を19で除した数とする。なお、その数が端数の場合は切り捨てとする。
- 3 代議員の総定数及び地域ブロックごとの定数は、代議員の選挙が行われる年の1月1日現在の正会員数を基準に算定するものとする。
- 4 地域ブロックごとの定数は、総定数に地域ブロックごとの正会員在籍割合を乗じた数とする。なお、その数が端数の場合は切り捨てとする。

(代議員の任期)

第5条 代議員の任期は、定款第5条第6項の規定により選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(選挙の時期)

第6条 この法人の代議員の選挙は、定款及びこの規程に定めるところにより、現任の代議員の任期が終了する年度に開催する代議員総会の1カ月前までに次期代議員の選挙を行わなければならない。

(選挙人の資格)

第7条 選挙人は、その選挙を実施する前で直近の3月31日において、正会員でなければならない。

(被選挙人の資格)

第8条 代議員の被選挙人は、代議員を選出する日において、正会員でなければならない。

第2章 代議員選挙管理委員会

(代議員選挙管理委員会)

第9条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、この法人に代議員選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、代議員選挙の告示の1週間前までに組織し、代議員選挙業務の終了後に解散する。
- 3 委員会の委員（以下、「委員」という。）は3人とし、理事会において正会員（代議員候補者は除く。）の中から選出の上、会長が委嘱する。
- 4 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選によるものとする。
- 5 会長は、委員が確定次第、委員名簿を公表しなければならない。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、前条第3項の規定により選出された日から選挙結果を発表し、委員会の解散の日までとする。

(委員会の業務)

第11条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 正会員への代議員選挙の周知
- (2) 代議員候補者名簿の作成
- (3) その他代議員選挙に関し必要な事項

(代議員選挙の告示)

第12条 委員会は、代議員の任期満了となる日の2カ月前までに、代議員立候補受付のための告示を行わなければならない。

(告示内容)

第13条 前条の告示内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代議員の総定数及び地域ブロックごとの定数
- (2) 代議員の任期
- (3) 代議員立候補受付期間
- (4) 投票日
- (5) 開票日
- (6) その他必要な事項

2 委員会は、前項第1号の定数を基に、正会員の中から代議員立候補者を募るものとする。

(選挙結果の報告)

第14条 委員会は、代議員の選挙が終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、その結果を正会員に通知しなければならない。

第3章 代議員の選出

(代議員の選出方法)

第15条 代議員は、この法人の正会員による選挙に基づいて選出する。

(立候補受付期間)

第16条 委員会は、21日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(応募手続)

第17条 代議員に立候補しようとする正会員は、前条に定める立候補受付期間内に履歴書を添付して立候補届を委員会に提出しなければならない。

(立候補者名簿の公表)

第18条 委員会は、前条第1項の規定により立候補者が提出した書類に基づき、地域ブロック単位の立候補者名簿を作成し、次の各号について正会員に公表しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 年齢
- (4) 略歴

(選挙方法)

第19条 代議員の選挙は、郵便投票等により行うものとする。

- (1) 投票は、任期満了の日の1週間前までに正会員の無記名投票により行うものとする。
- (2) 前号の無記名投票は、立候補者の氏名が列記された用紙に、立候補者ごとに○印をもって記入するものとする。
- (3) 選挙を行ったときは、○印の投票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数である場合には、「くじ引き」により決するものとする。

2 地域ブロック単位の立候補者数が地域ブロックごとの定数と同数の場合、又は定数以下の場合には、正会員の信任があったものとし、選挙は行わないものとする。

(開票)

第20条 開票は正会員2名の立会人を要する。

- 2 立会人は、代議員選挙管理委員会が予め指名する。

(代議員の欠員の補充)

第21条 毎年3月31日の時点で、代議員の員数が定款第5条第2項に定める基準に満たなくなった場合は、補欠選挙を実施する。

(代議員の資格の喪失)

第22条 代議員は辞任を申し出たとき及び正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

(代議員の報酬)

第23条 代議員は無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は支弁することができる。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年11月17日から施行する。
- 2 この規程は、令和元年11月29日一部改正により施行する。